

第5次宜野湾市障がい者基本計画 基礎調査報告書

令和6年3月
沖縄県 宜野湾市

※障がいの表記について

本計画では、「障害」の「害」の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞については、「害」の字を使用しています。

＝ ＝ ＝ 目 次 ＝ ＝ ＝

第1章 統計データからみる障がい者の概況	1
1. 障害者手帳交付状況	1
2. 障がい者の年齢	2
3. 身体障がいの種類別人数	3
4. 障がいの程度.....	4
(1) 身体障がいの等級	4
(2) 知的障がいの判定	5
(3) 精神障がいの等級	5
5. 手当支給・医療費助成の状況	6
(1) 手当支給者数	6
(2) 重度心身障害者(児)医療費助成受給状況	6
6. 自立支援医療の支給状況	7
(1) 育成医療の支給	7
(2) 更生医療の支給	7
(3) 精神通院医療費の支給認定状況	8
7. 補装具費の交付状況	9
8. 障害福祉サービス等の利用状況	10
9. 障害児通所支援等の利用状況	11
10. 宜野湾市内の障害福祉サービス等事業所	12
11. 地域生活支援事業の実施状況	13
(1) 障害者相談支援事業	13
(2) 成年後見制度利用支援事業	13
(3) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）	14
(4) 日常生活用具の給付	15
(5) 移動支援事業	16
(6) 地域活動支援センター事業	16
(7) 日中一時支援事業	17
(8) 障害者社会参加促進事業	17
12. 特別支援保育・特別支援教育の状況	19
(1) 特別支援保育	19
(2) 特別支援教育	19
第2章 第4次計画の取り組みの状況と課題の把握	20
第3章 アンケート調査からの施策反映	44

第1章 統計データからみる障がい者の概況

1. 障害者手帳交付状況

各障害手帳の交付者の人数は、「身体障害者手帳」は横ばい傾向、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

各手帳交付者の平成29年度に対する令和4年度の増減数をみると、「精神障害者保健福祉手帳」が418人増と最も多く、次に「療育手帳」が125人増、「身体障害者手帳」は111人減となっています。また、手帳交付者数の伸び率は「精神障害者保健福祉手帳」が30.2%と最も大きく、次に「療育手帳」14.9%、「身体障害者手帳」が-3.2%となっています。

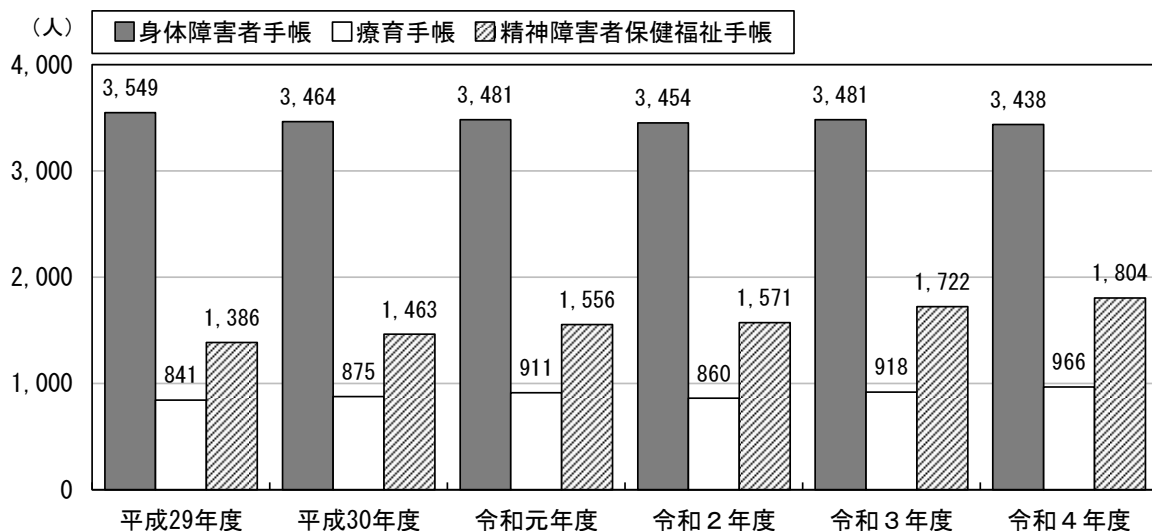
【障害者手帳交付状況】

(単位：人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	伸び率 (%)
身体障害者手帳	3,549	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438	-3.2
療育手帳	841	875	911	860	918	966	14.9
精神障害者保健福祉手帳	1,386	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804	30.2
計	5,776	5,802	5,948	5,885	6,121	6,208	7.5

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

※伸び率：平成29年度の交付者数に対する、令和4年度の交付者数の伸び率



各障害手帳の重複者をみると全体で 275 人、そのうち「身体」と「療育」の重複者が 141 人と最も多く、次に「身体」と「精神」が 83 人となっています。

【障害者手帳の重複交付者の内訳】

	人数
身体＋療育	141
身体＋精神	83
療育＋精神	48
3 障がい	3
計	275

資料：障がい福祉課（令和 4 年度末時点）

2. 障がい者の年齢

障がい者の年齢を「18 歳未満」と「18 歳以上」でみると、「18 歳未満」は知的障がい者が最も多く、年度により増減があるものの 250～320 人程度で推移しています。次に多い身体障がいは平成 29 年度の 104 人から令和 4 年度は 81 人と減少しています。精神障がいは平成 29 年度は 29 人でしたが、令和 4 年度は 69 人と増加しています。

「18 歳以上」は最も多い身体障がいは横ばい傾向ですが、精神障がい、知的障がいはともに増加傾向にあります。

【障がい者の年齢】

（単位：人）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	身体	104	105	90	93	85	81
	知的	273	284	325	255	281	290
	精神	29	41	43	51	63	69
18 歳以上	身体	3,445	3,359	3,391	3,361	3,396	3,357
	知的	568	591	586	605	637	676
	精神	1,357	1,422	1,513	1,520	1,659	1,735

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

3. 身体障がいの種類別人数

身体障がいの種類別の人数では、「内部疾患」が毎年度最も多く、平成 29 年度の 1,696 人から令和 4 年度では 1,604 人と微減傾向となっています。次に多い「肢体不自由」は 1,300 人前後で横ばいに推移しており、「聴覚・平衡機能障がい」は平成 29 年度の 316 人から令和 4 年度は 362 人と増加傾向にあります。「視覚障がい」及び「音声・言語・そしゃく機能障がい」は徐々に減少してきています。

【身体障がいの種類別人数】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	156	152	152	146	145	145
聴覚・平衡機能障がい	316	324	339	356	363	362
音声・言語・そしゃく機能障がい	38	34	38	36	35	34
内部疾患	1,696	1,644	1,655	1,589	1,619	1,604
肢体不自由	1,343	1,310	1,297	1,327	1,319	1,293
計	3,549	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438

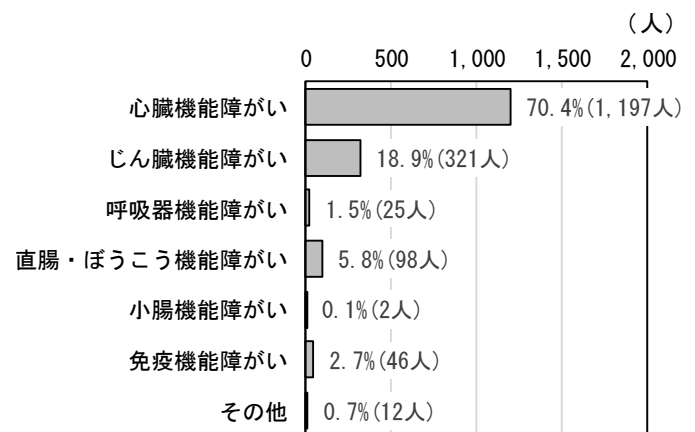
資料：障がい福祉課（各年度末時点）

令和 4 年度における「内部疾患」の内訳をみると、「心臓機能障がい」が最も多く全体の 70.4% を占めており、次に「じん臓機能障がい」が多く全体の 18.9% を占めています。

【内部疾患の内訳】

(単位：人)

	令和 4 年度
心臓機能障がい	1,197
じん臓機能障がい	321
呼吸器機能障がい	25
直腸・ぼうこう機能障がい	98
小腸機能障がい	2
免疫機能障がい	46
その他	12
計	1,701



※ 1 人で複数の疾患がある者については、それぞれの疾患にカウントしています。

4. 障がいの程度

(1) 身体障がいの等級

身体障がいの程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「1級」が最も多く、全体の約35%を占めています。次に「4級」、「3級」、「2級」、「5級・6級」の順となっています。また、各年度で「1級」と「2級」を合わせた重度者が47%～50%程度と半数近くを占め、次に「3級」と「4級」を合わせた中度者が40%～43%程度、「5級・6級」の軽度者が9%程度となっています。

【身体障がいの等級別人数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,149	1,160	1,166	1,195	1,224	1,214
2級	545	541	525	528	528	517
3級	744	686	702	671	656	642
4級	805	782	782	750	761	746
5級・6級	306	295	306	310	312	319
計	3,549	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

令和4年度における身体障がいの種類別の等級をみると、最重度の「1級」は「心臓機能障がい」が最も多く、次に「じん臓機能障がい」、「肢体不自由」となっています。また、「2級」は「肢体不自由」が最も多く、中度の「3級」と「4級」では「肢体不自由」が最も多くなっています。「5級」と「6級」は「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「肢体不自由」に該当者がおり、「5級」では「肢体不自由」、「6級」では「聴覚・平衡機能障がい」がそれぞれ最も多い状況です。

【身体障がいの種類別等級】

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	43	59	11	16	21	13
聴覚・平衡機能障がい		89	33	126	1	143
音声・言語・そしゃく機能障がい			44	17		
肢体不自由	187	355	272	235	95	124
心臓機能障がい	468		382	347		
じん臓機能障がい	281		37	3		
肝臓機能障がい	9	3	0	0		
呼吸器機能障がい	5		12	8		
ぼうこう・直腸機能障がい	0		8	90		
小腸機能障がい	0		0	2		
免疫機能障がい	7	10	8	21		
計	1,000	516	807	865	117	280

資料：障がい福祉課（令和4年度末時点）

※1人で複数の障がいがある者については、それぞれの障がいにカウントしています。

(2) 知的障がいの判定

知的障がいの判定では、毎年度「B 2 (軽度)」が最も多く、全体の4割程度を占め、次に「B 1 (中度)」が2割後半を占めています。また、「A 2 (重度)」が2割前半を占め、「A 1 (最重度)」が約1割と、障がいの程度が重いほど割合は低くなっています。

【知的障がいの判定別人数】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 1	78	79	79	70	80	85
A 2	189	192	196	199	213	228
B 1	229	236	241	245	243	254
B 2	345	368	395	346	382	399
計	841	875	911	860	918	966

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(3) 精神障がいの等級

精神障がいの等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2 級」が最も多く、全体の5割を超えます。次に「1 級」が2割半ばで、「3 級」が2割近くとなっています。

【精神障がいの等級別人数】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	353	365	405	402	439	471
2 級	792	843	899	887	965	983
3 級	241	255	252	282	318	350
計	1,386	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

5. 手当支給・医療費助成の状況

(1) 手当支給者数

「特別障害者手当」の受給者は平成 29 年度の 124 人から令和 4 年度は 140 人と増加傾向にあり、「障害児福祉手当」の受給者は平成 29 年度の 121 人から令和 4 年度は 114 人と徐々に減少してきています。

【手当受給者数】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別障害者手当	124	137	146	144	135	140
障害児福祉手当	121	117	119	117	109	114
福祉手当	1	1	1	0	0	0
計	246	255	266	261	244	254

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(2) 重度心身障害者(児)医療費助成受給状況

重度心身障害者(児)医療費助成の受給者数は横ばいで推移していますが、延受給者数は年々増える傾向にあり、平成 29 年度から令和 4 年度までの 5 年間で 6,973 人増と急増しています。

【重度心身障害者(児)医療費助成受給状況】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者実数	1,612	1,666	1,687	1,691	1,687	1,679
延受給者数	4,842	7,430	11,615	11,436	11,732	11,815

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

6. 自立支援医療の支給状況

(1) 育成医療の支給

育成医療の総支給件数は減少傾向で推移しており、平成 29 年度が 134 件、令和 4 年度が 51 件となっています。障がいごとの支給件数としては「その他先天性内臓障がい」が最も多く、次に「言語障がい」、「肢体不自由」、「心臓機能障がい」が多くなっています。

【育成医療支給件数】

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	4	2	4	6	2	0
聴覚障がい	6	4	4	4	4	10
言語障がい	31	49	35	18	30	19
肢体不自由	18	27	15	20	29	14
心臓機能障がい	23	14	2	4	4	8
じん臓機能障がい	0	0	2	0	0	0
その他先天性内臓障がい	52	34	22	33	23	0
計(総支給件数)	134	130	84	85	92	51

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(2) 更生医療の支給

更生医療の総支給件数は増減しながら推移しており、平成 29 年度は 988 件、令和 4 年度は 632 件となっています。障がいごとの支給件数としては「じん臓機能障がい」と「免疫機能障がい」が増加傾向にあり、令和 4 年度では「じん臓機能障がい」が全体の 7 割半を占めています。

【更生医療支給件数】

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
聴覚障がい	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	2	0	0	0
心臓機能障がい	525	78	64	69	64	76
じん臓機能障がい	401	425	445	423	443	473
肝臓機能障がい	6	8	8	8	8	8
免疫機能障がい	56	68	80	77	79	75
計(総支給件数)	988	580	599	577	594	632

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(3) 精神通院医療費の支給認定状況

精神通院医療費の総支給認定者数は増加しており、平成 29 年度の 2,794 人から令和 4 年度では 3,683 人と、この 5 年間で 889 人、率にして 31.8%の増となります。

支給のあった疾病としては「気分(感情)障がい」が最も多く、令和 4 年度では総支給認定者数の 43.8%を占めます。また、年々増加する傾向にあり、平成 29 年度の 1,110 人から令和 4 年度では 1,616 人と 506 人の増となります。次に「統合失調症」が多く、「気分(感情)障がい」と合わせると、令和 4 年度では両疾病で全体の 65.1%を占めます。

続いて、「てんかん」、「認知症」、「神経症」が比較的多く、その中でも「神経症」の増加が大きく、平成 29 年度に対する令和 4 年度の伸び率は 57.0%となります。

【精神通院医療費の支給認定状況】

(単位：人)

疾病		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
統合失調症		750	778	812	884	834	783
気分(感情)障がい		1,110	1,239	1,325	1,561	1,569	1,616
てんかん		262	277	292	322	312	288
中毒性 精神障がい	アルコール	86	88	108	130	134	130
	その他	13	16	23	33	27	16
知的障がい		9	10	14	15	19	17
心因反応		1	1	2	1	0	1
非定型精神病		2	1	2	2	1	0
接枝分裂病		0	0	0	0	0	0
脳器質性精神障がい (認知症を除く)		55	63	58	64	58	63
認知症		145	143	171	212	197	197
神経症		149	158	187	235	228	234
人格障がい		8	10	10	13	9	9
その他		204	232	264	330	353	329
計(総支給認定者数)		2,794	3,016	3,268	3,802	3,741	3,683

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

※各年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に交付のあった方の数字。

7. 補装具費の交付状況

補装具費の交付件数は、全体では令和元年度が 213 件となっており、その後は減少傾向で推移しています。交付された補装具としては、毎年度「装具(下肢)」が最も多く、次に「補聴器(高度難聴用耳掛型)」が多い状況です。

【補装具費の交付状況】

(単位：件)

種 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
義肢	義手	0	0	2	0	2	0
	義足	2	5	2	2	1	2
装具	下肢	70	54	61	40	41	32
	靴型	14	11	4	7	6	10
	体幹	3	3	6	4	6	4
	上肢	1	1	1	0	0	0
座位保持装置	車いす	11	7	13	5	5	8
	電動車いす	1	0	1	0	2	0
	その他	6	2	9	11	2	4
義鏡	特殊義眼	0	1	0	0	1	0
	コンタクト義眼	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ		6	8	4	5	6	1
歩行補助つえ		2	10	12	3	6	5
歩行器		0	6	2	3	1	5
眼鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	0	0
	遮光眼鏡	1	3	6	5	1	1
	弱視眼鏡	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	5	0	2	0	2	0
	高度難聴用耳掛型	30	28	29	33	34	26
	重度難聴用ポケット型	3	0	0	1	1	0
	重度難聴用耳掛型	12	15	28	13	20	17
	耳あな型(レディメイド)	0	0	2	0	0	0
	耳あな型(オーダーメイド)	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	3	2	2	2
車いす	普通	8	10	9	15	5	3
	リクライニング普通	0	0	0	0	0	1
	手押し型	0	0	1	1	0	0
	リクライニング手押し型	1	0	1	0	1	0
	リクライニングティルト普通型	0	0	0	0	0	0
	片手駆動形	0	0	0	0	0	0
	リクライニングティルト手押し型	2	2	1	2	2	0
	ティルト式手押し型	0	0	0	0	0	1
電動車いす	その他	0	0	0	0	1	0
	普通 4.5	0	0	0	1	0	0
	普通 6.0	0	1	0	0	0	0
	手動兼リフト	0	0	0	0	0	0
	リクライニング普通	0	1	0	0	0	0
	電動リクライニング普通型	0	0	1	1	2	0
	電動リフト式手押し型	0	0	0	0	0	0
	電動リクライニングティルト普通型	0	0	0	0	0	0
その他		3	1	2	2	2	2
座位保持いす		3	1	5	4	2	1
起立保持具		0	0	0	1	2	2
頭部保持具		0	1	5	4	0	1
排便補助具		0	0	0	0	0	0
重度障がい者用意思伝達装置		0	0	1	1	1	0
計		184	172	213	166	157	128

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

8. 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービスでは、「就労継続支援（Ｂ型）」の利用者が最も多く、かつ利用者の伸びも大きい状況です。次に「生活介護」が多く、微増で推移しています。続いて、「居宅介護」、「就労継続支援（Ａ型）」が多くいずれも増加傾向にあります。

そのほかの多くのサービスについては、増加もしくは横ばいで推移していますが、「就労移行支援」と「施設入所支援」は減少傾向にあります。

【障害福祉サービス実利用者数】

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
居宅介護（乗降介助除く）	156	166	171	195	199	208
重度訪問介護	22	24	26	29	24	22
行動援護	0	0	0	0	1	2
同行援護	24	23	26	26	31	33
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	184	187	198	202	203	210
自立訓練（機能訓練）	0	1	1	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	38	32	44	44	32	18
就労移行支援	51	58	44	34	37	35
就労継続支援（Ａ型）	143	138	142	137	130	146
就労継続支援（Ｂ型）	251	265	300	338	350	383
療養介護	23	22	22	22	22	17
短期入所	46	41	25	37	43	71
共同生活援助	55	54	84	113	144	157
共同生活介護	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	87	87	88	87	84	80
計画相談支援	211	236	295	319	297	299
地域移行支援	0	2	3	0	4	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

資料：障がい福祉課（各年度３月分実績）

9. 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用が最も多く、かつ利用者の伸びも大きい状況です。次に「児童発達支援」が多く、かつ増加傾向にあります。また、「障害児相談支援」も年々増加傾向にあります。「医療型児童発達支援」は減少傾向にありましたが令和4年度より増加に転じています。

【障害児通所支援・障害児相談支援実利用者数】

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童発達支援	1,494	1,849	1,929	2,119	2,365	2,555
医療型児童発達支援	70	70	60	59	54	72
放課後等デイサービス	4,482	5,697	7,089	7,837	8,848	9,327
保育所等訪問支援	115	158	253	279	134	237
障害児相談支援	1,148	1,437	1,816	2,056	2,162	2,436

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

10. 宜野湾市内の障害福祉サービス等事業所

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、宜野湾市内の事業所数は令和4年4月1日現在で205事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が38事業所と最も多く、次に「児童発達支援」が26事業所、「居宅介護」が21事業所、「重度訪問介護」「就労継続支援(B型)」がそれぞれ20事業所となります。

令和元年度4月1日現在と比べると、全体で74事業所の増となっており、中でも「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の増加が大きくなっています。

【宜野湾市内の指定障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	事業所数	
	令和元年度	令和4年度
訪問系サービス	38	48
居宅介護	17	21
重度訪問介護	16	20
同行援護	5	7
行動援護	0	0
重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	40	50
生活介護	6	6
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	3	4
宿泊型自立訓練	0	0
就労移行支援	3	5
就労継続支援（A型）	8	8
就労継続支援（B型）	15	20
就労定着支援	2	2
短期入所	2	4
療養介護	1	1
居住系サービス	6	11
共同生活援助（グループホーム）	6	11
施設入所支援	0	0
計画相談・地域相談支援	8	13
計画相談支援	6	11
地域移行支援	1	1
地域定着支援	1	1
障害児通所支援等	39	83
児童発達支援	12	26
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	21	38
保育所等訪問支援	0	8
障害児相談支援	6	11
計	131	205

資料：沖縄県障害福祉課

11. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 障害者相談支援事業

相談件数の総数は、5,000～6,000件台で推移していますが、令和2年度のみ4,431件と少なくなっています。

令和3年度以降の相談支援体制においては、障がい者相談支援員(会計年度任用職員)並びに各委託相談員を各中学校区に1名ずつ配置し相談支援に対応しています。また令和4年度より障がい福祉課内に基幹相談支援センター(直営)を設置し、各委託相談支援事業所と連携し、市内の計画相談支援事業所等地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

【相談件数(延)】

(単位：件)

実施事業所		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
障がい福祉課	来所	577	3, 788	559	3, 905	687	4, 497	651	3, 986	545	3, 389	774	3, 370
	電話	2, 194		2, 598		3, 120		2, 648		1, 529		1, 792	
	訪問	448		429		287		303		158		143	
	その他	569		319		403		384		1, 157		661	
自立生活センター イルカ	来所	12	748	19	827	13	950	5	309	9	909	13	820
	電話	119		108		124		39		325		224	
	訪問	236		146		153		40		51		88	
	その他	381		554		660		225		524		495	
ケアステーション ポイント	来所	23	1, 419	28	1, 282	20	775	1	136	15	1, 085	25	1, 107
	電話	554		634		349		19		154		231	
	訪問	129		155		94		8		51		82	
	その他	713		465		312		108		865		769	
相談支援事業 所 はびわん	来所									207	1, 204	123	1, 099
	電話									681		615	
	訪問									104		149	
	その他									212		212	
計	来所	612	5, 955	606	6, 014	720	6, 222	657	4, 431	776	6, 587	935	6, 396
	電話	2, 867		3, 340		3, 593		2, 706		2, 689		2, 862	
	訪問	813		730		534		351		364		462	
	その他	1, 663		1, 338		1, 375		717		2, 758		2, 137	

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(2) 成年後見制度利用支援事業

権利擁護等に関する相談件数は増減を繰り返しています。また報酬助成利用について直近3か年でみると増加傾向にあります。

【成年後見制度利用支援事業】

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(障がい者以外も含む)	141	93	148	220	251	189
市長申立て件数(障がい者のみ)	0	0	0	2	1	0
報酬助成利用(障がい者のみ)	2	1	2	3	5	6

資料：介護長寿課（各年度末時点）

(3) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳等の派遣を行っています。

延派遣人数は増加傾向にあり、派遣の内訳としては「市設置手話通訳者」が最も多く、次に「登録手話通訳派遣」が多い状況です。

【コミュニケーション支援事業】

(単位：人)

	派遣延人数					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
沖縄県聴覚障害者情報センター	26	53	50	21	50	41
市設置手話通訳者	707	651	695	796	1,380	1,410
うち庁舎外	104	95	118	35	51	74
うち庁舎内	603	556	577	761	1,329	1,336
登録手話通訳派遣	262	268	311	227	369	309
登録要約筆記奉仕員派遣	2	0	6	0	8	5
入院時コミュニケーション支援事業	0	0	0	1	0	0
計	997	972	1,062	1,045	1,807	1,765

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(4) 日常生活用具の給付

日常生活用具費の交付件数は、令和元年度の1,679件をピークに減少傾向にあります。給付用具としては、「ストマ装具」が最も多く、次に「紙おむつ等」となっています。

【日常生活用具の給付】

(単位：件)

種 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護・訓練支援用具	特殊寝台	6	5	5	3	5	2
	特殊マット	0	4	1	6	2	3
	入浴担架	0	0	0	0	0	0
	体位変換器	1	2	1	2	1	0
	訓練いす（児のみ）	0	0	1	0	0	1
	訓練用ベッド（児のみ）	0	2	1	2	1	0
	移動用リフト	1	0	1	1	0	1
小 計		8	13	10	14	9	7
自立生活支援用具	入浴補助用具	4	13	8	9	7	3
	便器	0	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	1	0	0	4	1	0
	歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
	頭部保護帽	9	8	3	1	5	9
	特殊便器	0	1	1	4	2	0
	火災警報器	0	0	1	0	0	0
	自動消火器	0	0	0	0	0	0
	電磁調理器	1	2	1	0	1	0
	聴覚障がい者用屋内信号装置	2	3	4	2	1	3
	移動・移乗支援用具	6	7	2	8	3	3
小 計		23	34	20	28	20	18
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸引器）	1	3	3	1	3	3
	電気式たん吸入器	7	9	11	9	5	19
	パルスオキシメーター	4	1	1	1	2	2
	透析液加温器	2	2	1	0	2	1
	盲人用体温計（音声式）	1	0	1	2	1	1
	盲人用体重計	3	0	1	1	2	2
	盲人用血圧計	0	4	3	1	2	0
	小 計	18	19	21	15	17	28
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	0	1	1	0	0	0
	情報・通信支援用具	1	0	2	1	0	3
	点字器	0	1	1	0	1	0
	点字タイプライター	0	0	0	0	1	0
	点字図書	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用ポータブルリーダー	2	3	4	1	2	4
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用拡大読書器	1	2	1	2	2	1
	盲人用時計	3	2	3	3	0	3
	聴覚障がい者用通信装置	1	3	2	2	2	1
	聴覚障がい者用情報受信装置	0	0	0	0	0	0
	人工喉頭	3	17	13	19	14	7
	地デジ対応ラジオ	0	1	0	0	0	0
	小 計	11	30	27	28	22	19
排泄管理支援用具	ストマ装具	813	782	915	912	889	805
	紙おむつ等	485	495	675	652	646	611
	収尿器	4	4	2	6	7	6
	洗腸用具	0	11	5	0	5	6
	小 計	1,302	1,292	1,597	1,570	1,547	1,428
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	0	2	4	3	2	1
	小 計	0	2	4	3	2	1
計		1,362	1,390	1,679	1,658	1,617	1,501

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方の外出のための移動支援は個別支援型で実施しており、登録事業所は58事業所(そのうち市内が13事業所)となります。

利用延人数は、増加傾向にあり、令和4年度では1,426人となっています。

【移動支援事業】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	1,154	1,120	1,273	1,299	1,369	1,426

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、Ⅰ型とⅢ型の2つがあります。

各センターでは障がい者の創作的活動や生産活動、地域との交流活動などを行っています。

【宜野湾市ひまわり共同作業所】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(延べ人数)	1,471	1,574	1,673	1,294	1,102	1,298
活動内容	●社協の清掃請負 ●お菓子の化粧箱組立て ●アルミ缶の回収・リサイクル					
	●社協の窓清掃 ●封筒のり貼り、袋詰め					

資料：ひまわり共同作業所

【宜野湾市障害者地域活動支援センターはぴわん】

(単位：人、回)

事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(延べ人数)	2,335	3,789	3,306	1,943	2,645	2,764
障害者相談支援	870	560	368	882	385	432
社会基盤との連携強化	133	163	169	60	50	106
ボランティア育成	17	28	99	93	158	153
地域啓発普及活動	113	46	101	76	78	103
医療・福祉との連携強化	37	39	53	29	24	27

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

※令和5年度からは地域活動支援センターTAPICに変わりました。

(7) 日中一時支援事業

利用延人数は、減少傾向にあり、令和4年度では202人となっています。

登録事業所は40事業所(そのうち市内が12事業所)となります。

【日中一時支援事業】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	676	556	507	327	187	202

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(8) 障害者社会参加促進事業

障害者社会参加促進事業として、以下の①～⑤の事業を、宜野湾市社会福祉協議会に委託し、実施しています。

①点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、市報や社協便り等の情報を「点訳サービス」と「朗読サービス」により提供しています。対象者はやや減少する傾向にあります。

【点字・声の広報発行事業】

(単位：人)

サービス種別	対象者(人)						事業内容
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
点訳サービス	8	8	9	7	6	5	市報、市議会だより、社協便り、ボランティア便り、身障協総会資料、専門書等の点訳・発送
朗読サービス	3	3	5	3	3	4	市報、社協便り、ボランティア便りの音訳・発送

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

②奉仕員養成事業

聴覚・視覚等の障がい者の交流活動、市の広報活動などの支援者を育成するために、「手話奉仕員養成講座」、「点字講習会」、「音訳ボランティア養成講座」を開催しています。

【奉仕員養成事業】

(単位：人)

講座名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話奉仕員養成講座 (入門課程70時間)	受講者	—	28	—	23	23	—
	修了者	—	12	—	※新型コロナによる休講で年度内修了できず	8	—
手話奉仕員養成講座 (基礎課程Ⅰ・Ⅱ)	受講者	19	—	14	—	—	10
	修了者	17	—	8	—	—	10
手話奉仕員養成講座 (スキルアップ講座)	受講者	16	—	7	—	—	10
	修了者	10	—	6	—	—	10
点字講習会 (全20回)	受講者	—	9	—	—	9	—
	修了者	—	8	—	※新型コロナウイルス緊急事態宣言のため中止	9	—
音訳ボランティア養成講座	受講者	14	—	7	—	—	13
	修了者	11	—	7	—	—	10

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

③重度身体障害者移動支援事業（その他社会参加事業）

重度身体障がい者の外出時の移動を支援するため、リフト付き車両の貸し出しを行っています。
延利用件数は年度により増減はあるものの横ばい傾向で、令和4年度は79件となっています。

【重度身体障害者移動支援事業】

（単位：件）

事業内容	延べ利用件数					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リフト付き車両貸し出し	74	74	66	70	99	79

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

④地域アシスタント事業

知的障がい者・精神障がい者の日常生活の一部をサポートするために、活動協力員（サポーター）養成講座を開催しています。

【地域アシスタント事業】

（単位：人）

事業内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふれあいサポーター養成講座	受講者	16	28	12	19	13	18
	修了者	7	10	11	16	9	10

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

⑤自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。助成決定は「自動車運転免許取得事業」が2人～6人で推移し、「自動車改造費助成事業」が1人～4人で推移しています。

【自動車運転免許取得・改造費助成事業】

（単位：人）

事業内容	決定者（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自動車運転免許取得事業	2	2	3	6	4	4
自動車改造費助成事業	3	2	1	4	3	2

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

12. 特別支援保育・特別支援教育の状況

(1) 特別支援保育

市の全ての公立・認可保育所で特別支援保育を実施しており、対象となる児童は「宜野湾市特別支援保育審査委員会」において、特別支援保育が必要と判定された児童となります。対象となる児童は年々増える傾向にあり、令和4年度末時点で142人となります。

【特別支援保育対象児数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立保育所	11	15	13	11	11	15
法人保育園	92	94	115	126	120	127
合計	103	109	128	137	131	142

資料：保育課（各年度末時点）

(2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となる園児・児童・生徒数は年々増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成29年度の447人から令和4年度では657人と、この5年間で1.47倍となります。

【特別支援教育受け入れ児童数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	44	47	37	41	41	41
小学校	311	357	419	471	513	477
中学校	92	118	120	106	125	139
合計	447	522	576	618	679	657

資料：教育委員会（各年度5月1日時点）

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別支援学級を設置しています。特別支援学級には知的、情緒、言語等の学級があり、在籍数は情緒、知的の学級の順に多い状況です。

【特別支援学級在籍児童数(小中学校)】

(単位：人)

	知的	情緒	言語	難聴	病弱	肢体不自由
小学校	211	250	9	2	5	2
中学校	59	77	0	0	2	1
合計	270	327	9	2	7	3

資料：教育委員会（令和4年5月1日時点）

第2章 第4次計画の取り組みの状況と課題の把握

点検 1 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

①相談支援体制の充実

(現状と課題)

令和4年度より地域の総合相談及び中核機関として基幹相談支援センターを直営で課内に設置。委託相談支援事業所においては令和3年度から2から3事業者へ委託となるが令和5年度より事業者都合により2事業所。

②相談支援の質的向上の推進

(現状と課題)

相談支援において実務を担う相談支援員と査察指導員間で個別ケースの支援等の進捗状況を共有。また委託相談支援事業所間においては事務局会議の場を設定し情報共有を図っている。令和5年度より本格稼働した計画相談員連絡会等の場を活用し各支援員の専門性を高めていく取組を実施しているところである。

定期的に開催される場に参加できていない事業者へのアプローチや情報共有の図り方に課題がある。

地域においては、障がい者に関する困りごとのほか、生活困窮、こどもの貧困、ヤングケアラー、中高年でのひきこもりなど、子どもから高齢者まで複数の課題・支援対応を必要とする相談が見られ、世帯の困りごとを丸ごととらえ、支援につないでいく仕組みづくりも必要となっています。

③相談への啓発

市報や市ホームページにて相談支援に関する各種相談窓口について継続的に掲載し、もともとあった「障がい者福祉のしおり」を令和3年12月に様々な情報をより分かりやすく掲載するようした「宜野湾市障がい福祉ガイドブック」へリニューアルし、公開・配布した。

市ホームページでは常時掲載し情報更新も行っているが、市報では年1回程度しか掲載できていない。また、宜野湾市障がい福祉ガイドブックは令和3年12月に発行して以降更新しておらず、最新の情報が載っていない。

▶アンケート調査では

悩みや困りごとの相談相手・相談先については、「家族・親族」が66.8%と最も高く、次に「医療の専門家(医師・看護師など)」が20.0%、「友人・知人」が19.2%となっています。また、「障害者支援事業所」、「ケアマネジャー(介護の専門員)」、「市役所(職員、相談員)」の割合は10%前後となっています。

一方、「どこに相談したらよいかわからない」が 5.6%、「誰にも相談したいとは思わない」が 2.7%で、相談窓口の周知や相談することの大切さについて、本人や家族等に啓発を図る必要がうかがえます。

相談体制に望むことでは、「親身になって話を聞いてくれること」が 35.7%と最も高く、次に「専門性の高い職員による相談が受けられること」が 24.6%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が 21.0%、「休日や夜間など緊急時の相談窓口の設置」が 20.6%で、以上の 4 つの希望が、相談支援の大きなポイントとなっています。

2) 情報提供の充実について

①広報手段を活用した情報提供の推進

市報にて自殺予防や自閉症に関する特集記事を掲載した。市ホームページでも相談支援体制や虐待防止や差別解消等その他多くの障がい福祉に関する情報を掲載している。市報に関しては、点訳ボランティアによる点字翻訳や、ホームページに掲載する市報の読み上げ機能などを実施し、視覚障がい者への配慮に努めた。

市公式 LINE による迅速な情報の周知を行った。

令和 3 年 12 月に宜野湾市障がい福祉ガイドブックを公開・配布した。

自殺予防週間の啓発等について市公式 LINE による情報発信も行っている。

市ホームページでは障がい福祉に関する情報を常時掲載し更新も行っているが、市報への掲載や特集記事は年に 1 回程度しかできていない。市公式 LINE による情報発信の数は少なく、情報発信が不十分。

②ウェブアクセシビリティの向上

ウェブアクセシビリティのガイドラインに沿ったホームページ作成することで、障がい者が情報を取得しやすいように配慮している。

不必要なスペースは削除する等でアクセシビリティに沿った内容に変更する。ページを新規作成や更新する際は、公開前にアクセシビリティチェック機能で確認する。

③点訳・音訳サービスの推進

宜野湾市社会福祉協議会に委託し、市報や市議会だより等の点訳・朗読サービスを実施している。

利用件数が年々減少してきている。

④難病患者へのサービス等周知の推進

令和 3 年に作成した「障がい福祉ガイドブック」において、「難病等に関する相談」の項目を設けて相談先の周知を行った。また、ホームページに難病の方向けのページも作成して情報発信している。

ガイドブック、ホームページ以外の情報提供について検討する必要がある。

⑤情報に関する相談支援体制の構築

各種手続きやサービスの窓口が記載された障がい福祉ガイドブックを作成し、必要な情報を確認・案内している。また、設置手話通訳者の配置、コミュニケーションボードを活用し、意思疎通が困難な方の支援を行っている。障がい福祉課以外の庁内窓口でも、手話通訳者が同行しきめ細かな対応ができています。

意思疎通を図るための適切な方法(配慮)について市職員への普及に対する取り組みが不足している。

⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進

障害福祉サービス等の内容が利用者に行き渡るように施設や事業者に対し情報公表を促進している。情報公表がされている市内事業所は107カ所となっており、ほとんどの事業所が情報を公表している。

情報は公表されているものの、部分的に公表されていない内容等もある。

2) 意思疎通支援の充実

①意思疎通支援事業の推進

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通に支障がある人を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施している。また、障がい福祉課に設置手話通訳者を3名配置している。

②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進

宜野湾市社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員及び点訳・音訳ボランティアの養成講座を実施している。手話奉仕員は、入門課程から始まり基礎課程、スキルアップ講座と2年間かけて養成する内容となっている。

聴覚障害・視覚障害等により日常生活上で意思疎通が困難な方の理解・支援につながった。

手話奉仕員養成の入口である入門課程の講座において、当初受講者は20名以上いたが、終了者が10名程度になってしまっている。参加者が最後まで受講継続していけるよう工夫が必要である。

③手話の普及に関する取り組みの推進

沖縄県手話言語条例に基づき、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指す必要がある。

市のアンケート調査でも「聴覚障がい者でコミュニケーション手段に手話を用いる方」は23.0%いる。

各種イベント・講演等に手話通訳者を派遣し同時通訳の実施や、手話に関するイベント等のポスター・チラシを庁内に掲示を行った。また、全国手話言語市区長会に加入し、各種事業の情報収集を行った。

市民が手話に接する場面を設け、手話に対する理解を広めることができた。

手話にふれたことがない方に対し、手話をもっと身近に感じ理解を深めてもらえるように取り組む必要がある。

④情報・意思疎通支援用具の給付

視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用時計、情報・通信支援用具等、障がいの情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具について給付を行っている。利用件数は減少傾向にある。

用具を必要とする方からの相談や申請について、説明の際に代理の方や手話通訳者を通してのやり取りになることが多い。より丁寧な説明を今後も継続する必要がある。

⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の推進

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある 18 歳未満の児童の聴力の向上、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を図るために、補聴器の購入費・修理費の一部助成を行っている。

▶アンケート調査では

市が令和 3 年に発行した「障がい者福祉ガイドブック」については、「名称も内容も知らない」が 66.1%と最も高くなっています。

福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「家族・親戚」が 43.1%、次に「医療機関」が 25.1%、「テレビ・ラジオ・新聞」が 24.1%となっています。また、「市の広報誌やお知らせ」が 16.1%、「市の相談窓口」が 15.1%となっています。一方、11.1%の方が「情報を得るところはない・知らない」と答えています。

情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことについては、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が 32.1%と最も高く、次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が 30.8%で、以上の 2 つが特に配慮が必要なポイントとなっています。

日常生活で悩んでいることや困っていることでは、「人とコミュニケーションがうまくとれない」が 20.7%で、そのうち「知的障がい」が 36.1%、「精神障がい」が 38.0%と高く、知的や精神の障がい者とのコミュニケーションにおいては、周囲の人達による理解と配慮が特に必要と言えます。

3) 差別の解消及び権利擁護について

1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底

令和3年10月に『宜野湾市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領』を作成し、庁内イントラネットにて職員への周知を行った。障がいを理由とする差別解消や合理的配慮の指針となっている。(職員対応要領は、市ホームページでも公開)

職員対応要領には、具体例や対応例を盛り込み、また要領作成にあたっては、当事者である障がい者を有する方への意見聴取を行ったことで、実用的な要綱とすることが出来た。

今後も、定期的にイントラネットで周知を行っていく必要がある。

②事業者による差別解消の促進

障がい者に対する差別解消・合理的配慮について、これまで事業者においては努力義務であったが、令和6年4月より義務化された。今後も市ホームページや市報を活用した広報や、障がいサービス提供事業者が集まる連絡会等を活用した周知を行っている。

障がい者に対する理解・啓発に向けて継続的な周知活動が必要である。

③地域への差別解消の普及啓発推進

地域住民への差別解消や合理的配慮に関する情報提供については、市のホームページにて障害者差別解消法に関する情報を掲載している。ホームページ以外の媒体を活用した情報発信が課題となっている。

④選挙における配慮の推進

障がい者が選挙に参加しやすいように、段差のある投票所へのスロープの配置、各投票所への車椅子、障がい者用投票記載台、点字器、文鎮、老眼鏡等の配備などを行っている。

2) 権利擁護・虐待防止の推進

①成年後見制度の周知と利用支援の充実

「成年後見制度利用支援事業」では、成年後見開始の審判申立に要した費用及び後見人等に対する報酬の支払に係る費用の助成を行っている。

成年後見制度の利用が必要な方で、制度自体を知らない方も見られるため、制度の周知が必要である。また、国では、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、令和6年度までに各市町村による成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の設置が求められている。本市においても成年後見制度利用促進に係る体制づくりを進める必要がある。

②日常生活自立支援事業の充実

権利擁護支援センター(宜野湾市社会福祉協議会に委託)にて、判断能力が不十分な高齢者・障がい者等に対して金銭管理や福祉サービス等の利用援助等を行い、高齢者や障がい者の権利

擁護を行っている。対応する生活支援員は、センターに登録された有償ボランティアとして活動する市民が担う。定期的(月1、2回程度)に利用者宅を訪問し、銀行での金銭の引き出しや必要な支払等を行っている。

本事業は沖縄県社会福祉協議会から市の社会福祉協議会が委託を受け、権利擁護支援センターで実施している。機能強化を図り、利用待機者の解消や生活支援員の確保を進める必要がある。

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

障がい者虐待の予防や早期発見のために、迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を図っている。

今後も引き続き、虐待の予防と早期発見のために関係機関と連携しながら迅速に対応するとともに、地域での虐待の発見や予防について、啓発活動を行い、虐待防止の体制強化を地域に広げていく必要がある。

④虐待に関する広報啓発の推進

障がい者虐待に関する相談窓口については「宜野湾市障がい福祉ガイドブック」の配布やホームページへの掲載により市民に周知・広報している。また、通報や相談に個別に応じ、障がい者虐待の早期発見、対応につなげている。

虐待に関する相談はや通報件数は微増傾向にある。中には支援者以外の市民からの通報も含まれ、徐々に障がい者虐待に関する認知度が高まっている。

支援者や市民向けの勉強会の実施等、さらに障がい者虐待に関する認知度を高めるための対策が必要である。また、実際に支援するにあたって、児童分野、高齢分野、医療分野との連携も求められる。

▶アンケート調査では

成年後見制度、日常生活自立支援事業、障害者差別解消法、合理的配慮に対する障がい者本人の周知状況について、「名称も内容も知っている」は「成年後見制度」が18.6%と最も高くなっていますが、いずれも周知度は非常に低い状況です。

障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことについては、「ある」が22.6%となっています。

また、虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が11.8%となっています。

(2) 地域で暮らす基盤の整備

1) バリアフリーの推進

①公共施設のバリアフリーの推進

市庁舎において、「沖縄県福祉のまちづくり条例」その他関係法令に基づき、障害者や高齢者の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進している。

公共建築物の新築等を行う際に障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮した施設整備を行っている。

新築、改築を行う際は障がい者に配慮した施設整備を行う必要がある。

公園整備を行う際に「沖縄県福祉まちづくり条例」、「バリアフリー」新法に則って整備を進めた。

②わかりやすい案内表示の整備推進

取組は未実施となっており、次期計画において継続して掲げ取組が実施できるように進める必要がある。

③ユニバーサルデザインの普及啓発

取組は未実施となっており、次期計画において継続して掲げ、取組が実施できるように進める必要がある。

▶アンケート調査では

外出するために必要なことでは、「歩道や建物の出入口などの段差解消」、「通路・階段の手すりの設置」、「障害者専用駐車場の整備」、「歩道に障害物(自転車や看板など)を置かない」、「障がいのある人が利用しやすいトイレの設置」について、身体障がい者のニーズが特に高く約20～30%程度あり、物理的なバリアフリーとともに、歩道に障害物を設置しないことへの配慮を求めています。そのほか、様々なことでバリアフリーの推進を求めています。また、「わかりやすい案内表示の設置(色使いや大きさ、絵文字など)」についても、約1割程度のニーズがある。

2) 外出・移動支援の推進

①外出時の同行支援の推進

同行援護、行動援護、重度訪問介護といった、障害福祉サービスや移動支援事業等を提供している。

②重度身体障害者移動支援の推進

重度身体障がい者が地域社会の一員として社会に参加し安心して地域生活が送れるよう、外出時の移動を支援するため、リフト付き車両の貸し出しを行う。運転ボランティアの成り手がいないため確保が必要である。

③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

宜野湾市社会福祉協議会に委託し、障害手帳所持者に対する自動車免許取得費用の助成及び重度身体障害者に対する自動車改造費用の助成を実施している。

改造費用の助成については、「重度身体障害」で障がいの種別が「上肢、下肢又は体幹機能障害」が対象となっているため、対象となる障害の種別や程度の範囲について検討する必要がある。

▶アンケート調査では

外出しやすくなるために必要なことについては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が25.6%と「交通費助成の充実」が25.4%で高くなっています。

(3) 健康づくりの推進

1) 障がいの早期発見・予防

1) 妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進

①妊産婦への保健指導の推進

窓口での妊娠届出時に全数専門職による面接を行い、母体の健康管理について相談支援を実施している。継続支援が必要な方は、子育て世代包括支援センターまたは地区保健師にて対応している。人員確保による保健指導の充実を図る必要がある。

精神疾患のある妊婦については、関係課と連携し、一緒に訪問を行っている。また、沖縄県精神保健班の保健師とも連携し、訪問等を行っている。相談、サポート体制があることの周知を行い安心して出産できるように努める必要がある。

②未熟児訪問指導の推進

専門職の保健師にて未熟児の全数について、訪問や電話相談等の支援を継続実施している。未熟児養育医療の手続き時に保健師と顔合わせすることにより、スムーズに支援に入っている。専門職の確保による充実が必要である。

③乳幼児健康診査の推進

生後3～5か月頃に乳児健康診査(前期)、生後9～10か月頃に乳児健康診査(後期)、1歳6か月頃の1歳6か月児健康診査、2歳5か月頃に2歳児歯科検診、3歳5か月頃の3歳児健康診査を行い、乳幼児の健康維持・向上を図っている。さらなる受診向上のための工夫を検討する必要がある。

④発達相談の推進

発達の遅れや発達が気になる子へ臨床心理士(公認心理師)または言語聴覚士による個別相談支援を実施し、適切なサービスや専門機関への紹介等実施している。

専門職が確保できず、相談回数の制限や相談できるまでに2～3カ月待つことがある。

⑤予防接種率の向上

来所による随時の接種相談や乳幼児健診会場でのチラシ配布と接種相談、市民や医療機関からの電話による接種の相談を受けている。

MR 予防接種については、認可・認可外保育園、市内幼稚園に接種を呼びかけるポスター掲示を依頼。年に複数回、未接種者へのハガキにて通知を行っている。また、就学时健診会場外での接種を呼びかけるチラシ配布と相談を行っている。

LINE 等 SNS 活用の更なる充実による周知を図るほか、DX 推進事業の活用を視野に入れ、予診票の電子化や母子モ等のアプリの利活用の推進が必要である。

▶アンケート調査では

身体障がいとなった原因については、「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が 29.8%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題であると言えます。

日常生活で悩んでいること等では、「自分の健康・病気の治療」が 49.6%と最も高くなっています。

発達障がいの診断を「受けている」子の、発達が気になったきっかけについては、「家族の気付き」が 31.9%と最も高く、次に「乳幼児健康診査」が 15.3%で、合わせると 47.2%と約半数を占めます。また、家族が障がいに気付かなかつたり、健康診査で発見できなかった子については、子どもの成長過程で、病院や保育施設、教育機関から指摘されることになっています。

2) 健康づくりの充実

2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進

①健康診査受診率向上対策の推進

若い世代の受診率向上のため、35 歳や 39 歳にハガキの送付、小学校の保護者向けのチラシ配布など、広く健診、がん検診の普及・啓発を実施した。

特定健診の受診率向上のため、国保加入者の 40~74 歳に対し、令和 4 年度から 3,000 円分商品券を交付するインセンティブ事業(名称:Go!Go!とくとく特定健診キャンペーン)開始した。

また、受診環境拡充を図り、集団健診回数の増加や、集団健診オンライン予約を開始した。特定健診受診率が令和 3 年度に比べて令和 4 年度で約 6%増加した。

令和 4 年度に実施したアンケートではキャンペーンの認知度が受診者の 50.8%と低いため、周知の強化及び更なる受診率向上に取り組む必要がある。

②保健指導の推進

特定健診の結果から、生活習慣病発症リスクの高い者を抽出し、地区担当で保健指導や医療受診勧奨を電話、訪問、手紙等で実施している。また、その中で二次健診受診者に対しては、自身の血管の状態や糖代謝状況、心血管リスク等を確認してもらうなど、二次健診結果を用いた保健指導を実施している。

健診受診者数は減少しているが、特定保健指導率は沖縄県が目標としている 60%を達成するなど、生活習慣の見直しや早期受診につなげることができている。

生活習慣病発症及び重症化予防に向け、指導率が維持・向上できるよう、体制強化や指導方法及び事業の見直しなどの工夫や検討を行う。

③生活習慣病の重症化防止の推進

特定健診結果に基づき、医療機関未受診者及び糖尿病治療中断者、糖尿病で通院中の者への個別支援として、専門職による訪問や来所での個別面談、保健指導を実施している。

糖尿病連携手帳を配布し、糖尿病専門医または腎専門医へ紹介しており、治療状況や今後の治療方針、検査データ等の情報を取得し、栄養指導等の指示を仰いでいる。

市内に専門医が少ない(糖尿病専門医が1人、腎専門医1人)、また、病診連携体制整備(糖尿病性腎臓病・CKD対策推進事業)に向けた検討が必要である。

④健康づくり普及啓発活動の推進

健康情報発信を、市報・チラシ、ホームページやSNS等で行っている。また、フィットネス教室・HELIMAS(健康づくり)教室・出前講座・琉球料理教室、食生活改善推進員主体事業の男性料理教室やママの料理教室、健康づくり推進員自主活動のウォーキング day 等、健康教育を行っている。

健康教育事業に関しては、出前講座や土曜日開催するなど、来所が困難な方や平日参加ができない層へ対応した。

集団健康教育に関しては、働き盛り世代は参加しやすくなったものの、リピーター多く、新規参加者や働き盛り世代、男性の参加促進など引き続き取り組む必要がある。

市立体育館、市立グラウンド、市立多目的運動場等の体育施設等の開放することで、市民の健康づくりにむけた活動を支援した。また、7月1日の市民の日は、各体育施設の無料開放を実施した。

3) 精神保健福祉の推進

①精神疾患への理解啓発の充実

精神疾患の理解促進のため、地域活動支援センターの地域との関わりや、地域活動する様子のパネル展等による啓発を行った。全市民が目にしやすい啓発方法を検討する必要がある。

②日中活動支援の推進

市内にⅠ型とⅢ型の2か所の地域活動支援センターが設置されており、デイケアやナイトケア及び障害福祉サービス以外での生産活動や社会参加などの提供が行われている。センターを利用し、他者との交流機会が得られることで社会参加につながり、自身の生活リズムの安定にもつながっている。

機能強化事業の地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業の充実を図る必要がある。

③関係者による協議の場の設置

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、

医療・福祉・介護・住まい・就労等地域での助け合いや普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を進めるにあたり、関係者による協議の場設置が求められている。本市では令和5年度時点で未設置となっている。協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

点検 2 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 療育・保育・教育支援の充実

1) 療育体制の充実について

1) 療育・保育体制の充実

①健診事後教室の推進（3歳頃）

毎月1回1歳から2歳未満の子を対象に健診事後教室(のびっこ親子教室)を実施している。教室への参加により、保護者は助言等が得られ、児の発達状況について、保護者と共有している。

1回の教室の人数制限があるため、希望者全員が参加できないことがある。また、3歳以降の教室がない状況にある。専門職(臨床心理士、保健師)の確保が必要である。

②3歳以上の療育の場の確保

相談員および委託相談員による対象児の状況把握やサービス利用の希望状況等を聴取し、サービス申請、利用へのつなぎを行っている。よりスムーズに申請に繋がられるよう、関係機関と日々情報共有や共通認識を図る必要がある。児童発達支援センターの整備も含めて、療育体制づくりが課題である。

③療育連携体制の充実

子どもの行動を理解し、行動療法に基づく効果的な対応方法を具体的に学び、話し合い、練習してより良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目指した学びの機会を設けている。

研修受講の効果について受講者からのフィードバックが未受講者へ展開される仕組み(ペアレントメンター)づくりの実施について検討が必要である。

研修受講者と子育てに悩んでいる保護者との交流の場の設定について今後検討が必要である。

④親子教室

親子教室は、令和5年度現在未実施となっている。今後、市の療育体制や発達支援体制づくりと共に実施検討が必要である。

⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進

発達に特別な配慮を要する児童の情報を記録し、保護者への理解・関係者間の共有に活用する新サポートノート「えいぶる」について、窓口に来所する保護者や関係機関の職員に対し、記入方法や活用方法の案内・提供を行っている。

新サポートノート「えいぶる」について利用希望や問い合わせが少ない印象を受ける。

窓口に来所する保護者や関係機関の職員に対し、積極的に案内していきたい。

公立幼稚園9園に副園長会にて各園一冊ずつ配布している。活用状況の把握を行い必要に応じて周知等図る必要がある。また、保護者が記入するには難しく継続記入は負担が大きい。「えいぶる」の良さや必要性、記入方法を確認する場の設定を行い、活用促進する必要がある。

⑥特別支援保育

各認可園に入所する特別支援を要する児童に対して、職員の加配を行っている。比率は1対1または3対1である。

特別支援保育を担当する職員向けの研修を行っているほか、年度末に特別支援保育担当者による報告会を開催し、対応方法などについての共有を図っている。

臨床心理士による巡回相談を認可外保育施設も含めて、市内全保育施設に対して行っている。

対象児童の増大に対して受け皿と臨床心理士数が不足している。支援を要する児童の一部は受け皿不足で入所でない状況にある。また、巡回相談のサイクル見直しや対象児童の選別を避けられない状態となりつつある。

加配認定後、児童の発達度が改善した際には加配を解除することで新規の加配児童の受け入れを目指したいが、在園施設からは加配の継続を望む意見が多く、受け皿が不足している。

⑦療育に関する保護者理解の促進

障がいサービスや相談支援、関係機関との連携により必要に応じて障がいサービス等の情報提供を行っている。早期の介入や支援に結びつけることにより、適切な療育や環境整備につながれるよう、保護者への働きかけを行っている。

支援者との関わりがない世帯や保護者に対する支援に課題がある。

⑧サービス未利用家庭への支援の推進

複合的な課題(経済的な支援や保護者の事情等)に合わせた支援を行うため、他関係機関と連携し適切な支援を実施。加えて手帳取得や手当等の申請促しを行うことで対象世帯の課題解決を図った。

⑨サービス支給決定の迅速化促進

「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務」の要綱に基づき、サービスの支給申請、障害児支援利用計画案の提出依頼と案の受理、調査、通所支給要否決定を行っている。

新規申請件数が増加しており、調査や通所支給要否の判断に関わるマンパワー不足が懸念される。

2) 特別支援教育等の推進について

①幼稚園における特別支援教育の充実

教育支援委員会等を実施し、支援を要する子に支援担任、特別支援教育支援員を配置し、加配保育を実施している。また、一人ひとりの発達や支援に応じた個別の指導計画や週案、学級経営案等を作成し、細やかな支援を行っている。

幼稚園、小学校の連携だけでなく、保育施設や障害福祉サービス事業所等との連携を図り、支援体系の構築に努める必要がある。

②教育支援の推進

障がい懸念される幼児児童生徒について、小中学校及び幼稚園就園に向けて教育支援委員会を開催し、保護者面談、教育相談を実施している。

家庭保育で支援が必要な子について、関係機関と連携し、情報把握に取り組んでいる。

特別な支援を必要とする児童生徒へ適切な教育措置を行うための教育支援委員の選定及び質の向上を行う必要がある。

③学校における特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒に対し、「個別の支援計画」を作成・活用し、教育的支援・指導を行っています。また、特別支援教育について、全ての教職員への研修の充実を図っています。

巡回相談は、心理士2名、指導主事1名だけでは十分な助言・指導が難しい状況にあります。

④教育相談・進路相談・職場体験の充実

特別支援学校高等部の志願前相談・学校見学・体験入学について各中学校との連携・情報提供を行ったほか、職場体験においての情報提供を行いました。職場体験について、生徒の特性に配慮した事業者や関係者との連携について対応することは難しい。

⑤放課後子ども教室の推進

障がいの有無に関わらず、全ての児童を対象に、学校の空きスペース等を活用した放課後の様々な体験活動や学習プログラムの機会を提供している。

保護者や地域住民参画のもと、宿題支援といった学習面のサポートや、お絵かき、三線、ものづくり、科学実験等の体験活動の機会を提供する

学校によって、放課後子ども教室を実施できる空き教室等の有無や、放課後コーディネーターを担える人材の有無に違いがあり、全小学校での実施は難しい。

⑥放課後児童クラブの推進

公立の放課後児童クラブでは、障がいのある子を継続して受け入れました。

また、民間の放課後児童クラブに対しては、補助金を活用し障がいのある子の受け入れを促進しました。

人員不足により職員の配置ができず、障がいのある子を受け入れできない場合があります。

⑦障がいへの理解を深める教育の推進

小中学校において、特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流及び共同学習を計画的に実施した。また、居住地交流も実施した。

全職員でのインクルーシブ教育の理念に基づく具体的指導の実践を行う必要がある。

⑧保育所等訪問支援の推進

集団生活への適応が困難な児童に対し、専門職が直接または間接的に対象児の障害特性にあった助言を保護者や関係機関の職員に行うことで、円滑に集団生活を過ごすことが出来ている。

保育所等訪問支援を実施後、障がい児や関係機関に与えた効果を評価出来る書類等を事業所へ求めている段階である。

▶アンケート調査では

保護者が望む子どもの保育・療育・教育については、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が64.4%と最も高く、次に「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が63.5%となっています。

(2) 生活支援の充実

1) 住まいの確保・充実について

1) 住まいの整備・確保等推進

①障がい者の入居に配慮した市営住宅の整備推進

市営住宅の新築等を行う際に障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮した施設整備を行う。住戸内トイレのバリアフリー化を図ることができた。

②住環境の改善に関する相談支援の充実

身体障害者手帳の新規交付時に、日常生活用具の「障害種別該当サービス一覧表」を提供して周知を行っている。また、市ホームページで給付の種目・対象者等を掲載している。

必要な方へ周知が行き届いているか、わかりやすい内容になっているか、今後も検討を行っていく必要がある。

③居住系サービスの整備推進

グループホーム等整備補助事業は、現在、休止している。

市内及び周辺自治体にGHが増えてきたことから当初の不足が解消されつつある。

平成29年4月1日時点では市内のグループホームは5施設、令和5年9月1日時点では13施設。(沖縄県障害福祉課ホームページより)

④重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進

重度心身障がい者に対し在宅での生活を支援するため、居室・浴室・洗面所等の住宅改造に必要な経費を助成します。

⑤住宅入居等支援事業の導入

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業である。

ここ5年間の実績はない。これまで、相談支援を行ってきた中で、他の制度やサービス利用で制度利用まで至っていない場合もある。

他の自治体では、保証協会などへ委託してこの事業を実施しているところもある。

▶アンケート調査では

現在の住まいに「住み続けたくない」または「住み続けたいが、住み続けるのは困難だと思う」と答えた理由について、「住宅が老朽化している」が30.7%と最も高く、次いで「段差があるなど住むのに適していないから」が22.6%、また割合は低い「自宅での介助は家族が大変だから」、「住宅が狭く、生活や介助されるのに適していないから」、「自宅で自分を介助してくれる家族などがいないから」といった理由があり、障がいに適した住宅の確保や在宅介助・在宅生活の困難さがうかがえる。

「段差があるなど住むのに適していないから」「住宅が狭く、生活や介助されるのに適していないから」と答えた方の、「住宅改修費(地域生活支援事業)」や市の「住宅改造費助成事業」を利用した、住宅改善の可能性については、改善できると「思わない」が35.6%と最も高く、次に改善できると「思う」が30.5%、「わからない」が25.4%となっています。

「わからない」と答えた方については、住宅改修に関する相談支援の可能性が考えられます。

2) 福祉サービス等の充実について

①訪問系サービスの充実

居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)や重度訪問介護を実施している。訪問系サービスの決定は年々増加傾向にあるが、その担い手となる介護従事者不足が深刻であり、支給決定を受けても対応できるヘルパーがいないという課題もある。

②日中活動系サービスの充実

障がい福祉ガイドブックの作成、周知等を行い、就労定着等の日中活動サービスの利用促進を図る。

相談業務を通し、日中活動の場が確保できるよう事業所と連携。

③居住系サービスの充実

相談員を中心に事業所情報の提供や、事業所の空き状況などの連絡、調整を図っている。

人員不足等により閉所するグループホームも出てきており、利用者のその後の入居先の調整が難航している。

県内では、自立生活援助の指定を受けている事業所が3カ所しかなく、市内には1カ所もないので、今後、社会資源の開発に取り組む必要がある。

④地域移行・定着支援の推進

住まい・暮らし部会において地域移行及び地域定着支援に向けて調査・研究の取組を行った。また委託相談員等と連携し地域移行や定着に向けて取組みを実施した。

長期入院、施設入所者の高齢化は顕著で、障がい者で高齢の方の支援は、障害サービスと介護の併用に向けて柔軟な連携体制の構築が不可欠。

⑤サービスの質的向上の促進

障がいサービス提供事業者に対する集団指導を実施している。実施指導及び専門部会や連絡会の取組について事業者や支援者間での考え方等に乖離がありまとまりに課題がある。

⑥地域生活支援拠点等の整備検討

地域生活支援拠点等の整備に向けて専門部会において調査・研究を行っております。市内外の社会資源を活用し面的な整備の構築を目指しているが、未実施である。

▶アンケート調査では

現在利用している障害福祉サービスについては、「いずれも利用していない」が 50.9%と半数を占め、利用しているサービスとしては「就労継続支援(B型)」と「生活介護」が比較的多い状況です。

就学前の子どもが平日の日中過ごしている場所は、「児童発達支援事業所」が 75.0%と最も高く、次に「児童発達支援センター(療育医療センター)」が 37.5%、「自宅で過ごしている・家族と過ごしている」が 25.0%、「認可保育所」が 18.8%となっています。

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方は、「放課後等デイサービスに行く」が 67.5%と最も高く、次に「自宅で家族と過ごすことがほとんど」が 48.1%、「自宅で一人または兄弟と過ごすことがほとんど」が 23.4%となっています。

3)

①障がい児支援の拡充

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施している。

本市では、「居宅訪問型児童発達支援」の指定を受けている事業所はない。

県内で3か所(宮古島市、うるま市、豊見城市に各1カ所)指定あり。

②障害児通所支援の質の向上

サービスを提供する障害児通所支援事業所に対し、問合せや提出書類等に関し適宜ガイドラインに沿った説明を行った。

情報の公表がされている市内事業所は107か所となっており、ほとんどの事業所が情報を公表されている。

③児童発達支援の充実

市内の事業所へ助言し、保育所等訪問事業の拡充などの児童発達支援センターとしての機能確保に取り組んだ。

児童発達支援センター設置に向けた、市の具体的な方針を確立するための協議の場を設置する必要がある。

④主に重症心身障がい児を支援する通所事業所の確保推進

重症心身障がい児を受け入れてもらえる事業所が少ない状況で市内事業所との連携・調整等も実施できていない状況です。

市民相談への対応は、現状では、市外の事業所等の案内を行っている。

⑤医療的ケア児支援の充実

障がい福祉課(基幹相談支援センター)に医療的ケア児コーディネーター1名が配置された。

関係機関と連携し、医療的ケアを必要とする児童及び保護者に対してアンケート調査を実施。令和5年度中に協議の場を設置として医療的ケア児支援協議会を立ち上げていく。今後、アンケート調査結果の分析及び施策を検討していく。

4) 生活安定のための支援の推進

①自立支援医療の推進

自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図る。また、制度の周知と適切な利用を支援している。

②補装具費の支給推進

補装具を必要とする身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等が対象であり、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、障害種別に応じた補装具の購入又は修理に要した費用を支給している。

③日常生活用具給付等事業の推進

身体障害者手帳、療育手帳の交付をうけた障がい者・障がい児、及び難病患者等を対象とし、日常生活の便宜を図るために特殊ベッド、手すり、入浴補助用具等の給付を行っている。

日常生活用具の給付要件(種目・対象者・基準価格等)が、障害者の現状に合った給付内容となっているのか、定期的に見直す必要がある。

④手当の支給推進

障がい者等の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を行っています。

⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進

宜野湾市内に住所があり、身体障害者手帳1級・2級もしくは療育手帳A1・A2に該当する方が、病院や薬局などで、各医療保険を使って支払った一部負担金および入院時の食事療養費の半額を助成している。

⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進

在宅の小児慢性特定疾病児(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

による施策の対象とならないものに限る。)に対し、日常生活用具を給付している。

対象者は主に利用している病院からの案内で申請の相談につながっている。引き続き周知をしていくことと、丁寧な制度の説明が必要である。

5) その他生活支援の推進

①地域活動支援センター事業の充実

I 型は、基礎的事業の 1 日 20 名の利用について達成が厳しい状況。

III 型は、1 日 10 名の利用について概ね達成し、生産活動も安定している。

I 型は、基礎的事業の 1 日の利用者の達成と機能強化事業の更なる推進が課題。

②日中一時支援事業の推進

障がい児・者の家族の就労支援や介護負担軽減を図れるよう、障がい児・者が日中帯に活動できる居場所づくりのため当市での事業所登録を促している。

令和 4 年度については 3 か所の事業所登録を行い、事業所より登録申請の確認があった場合にはその都度登録方法について積極的に促している。

③一時預り(仮称)体制の構築

関係機関と制度設計に関する協議の実施まで至っていない。夜間、早朝の利用ニーズについて、これまで相談・実施等はなし。現行のサービス(放課後等デイサービスや児童発達支援及び短期入所)にて、世帯のニーズにあったサービス利用が出来ていると考えられる。

④身体障害者福祉電話設置事業

低所得世帯で外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保として福祉電話を設置し電話料金を給付している。

(3) 就労支援の充実

1) 就労支援対策の実施・充実について

1) 就労支援の推進

①一般就労移行支援の充実

就労移行支援及び就労継続支援について、サービス事業所で提供している。就労定着支援については利用数が増加傾向にあり、一般就労への定着に向けた支援を行うことができています。

就労定着支援の標準利用期間は 3 年となっており、それ以降も支援を要する際の支援の組み立て方が課題である。

②就労継続支援の充実

就労継続支援の利用者数は毎年増加傾向にある。また、特別支援学校を卒業後すぐに就労継続支援を利用する方も年々増えつつある。

③障害者優先調達推進

障害者優先調達推進法第9条第1項に基づき宜野湾市障害者優先調達推進方針を定め、宜野湾市行政から市内障害者就労施設等への受注の機会を確保し、市内の障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っている。

実績金額は増加しているものの件数の増加は乏しく、毎年同じ障害者就労施設からの調達しかない状況。調達件数の増加も図る必要がある。

④検定講座の推進

令和2年度まで、障がい者就労支援をNPO法人へ委託し、障がい者を含む就職困難者に対し、パソコン等の検定講座を行い、資格取得及び就労支援につなげた。

⑤市の障がい者法定雇用率の維持

令和4年度、令和5年度と本庁部局、教育委員会、上下水道局それぞれで法定雇用を達成することが出来た。

⑥就労に関する情報提供等の推進

コロナ禍となり、有効求人倍率が1倍を下回り、雇用情勢の悪化により、求職者数が増加した。求人システムのオンライン化図られ、検索や相談自体は増傾向にある。ふるさとハローワークの実績としては、就職件数も少しずつ上昇傾向にある。(障がい者に特化した統計はなし。)

⑦一般雇用の促進

沖縄労働局からのパンフレットやポスターを庁内に掲示し、ホームページで情報発信を図った。

市内企業の法定雇用率の遵守や中小企業における障がい者雇用の促進に向けて、雇用に関わる助成制度等について、各種情報媒体を活用し、普及・発信を図る。

▶アンケート調査では

現在の就労状況については、「以前は働いていたが、今は働いていない」が45.5%と最も高い。次に「働いている」が33.4%で、「働いている(体調などが悪くて一時的に休職している)」の1.3%を合わせると34.7%が現在働いています。

働いている障がい者の就労形態は、「就労継続支援事業所に通っている」が36.5%と最も高く、次に「パート・アルバイトをしている」が23.7%、「正規職員として働いている」が17.4%となっています。

働いている障がい者が、仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が19.9%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が16.2%、「職場の人間関係」が15.8%、「身体的な負担が大きい」が13.3%となっています。

また、「障がいに対する職場の理解不足」や「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が、それぞれ5.0%、4.6%います。

(4) 学習・余暇活動の機会・場の充実

1) 生涯学習活動等への参加促進について

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

市立体育館、市立グラウンドともに令和5年8月1日時点では、改修等の設計が完了(市立体育館は令和5年度より改修工事に着手し、令和6年度に完成予定。市立グラウンドは令和7年度の整備工事着手予定)。

スポーツ推進委員の派遣を行っている。スポーツ推進委員の人数が足りていないため、各団体からの要望の人数を派遣できていない。本市のスポーツ推進委員の定数 25 名に対し、現在 14 名となっている。

②学習・文化・芸術活動等の推進

生涯学習講座並びに文化振興事業のチラシやパンフレットを市報や市ホームページ等へ掲載し情報発信を図った。

③図書館利用の推進

デジタイズ図書及び市報の点字については寄贈を受けている。

録音図書については、優先的に受入れするように努めた。

また、視覚障がい者のみの利用が少ないことから、情報提供等の方法についての検討が必要と思われる。

④障がい者福祉団体の活動支援

市内の社会福祉活動や更生活動を目的とする団体への補助金と、県内団体への市負担金を交付し、障がい福祉の向上を図っている。

⑤行事等への参加支援

同行援護、行動援護及び重度訪問介護、意思疎通支援事業、移動支援事業を実施している。

地域社会の住民に対して障がい者などに対する理解を深めるための研修及び啓発事業は実施しているが、行事等を開催する関係者を対象者とした理解啓発事業は実施していない。

⑥親子交流機会の創出支援

親子交流機会については、未実施となってい

点検 3 チュイシーの地域づくりを進めるまち

(1) 地域社会における共生

1) 障がいについての理解の促進

1) 障がい及び障がい者理解の促進

①広報活動による理解促進

障がい福祉ガイドブックの発行や各種週間における啓発活動、市ホームページからの情報発信など広報活動による理解促進を図っている。

②地域組織への理解促進

地域組織への理解促進を図る取り組みが出来ていない。

コロナ禍で自粛した部分もある。

③交流活動による地域理解の促進

市、障害サービス事業所、関係団体等が連携して、各種イベントへ障がい者が参加できる仕組みを構築する必要があるが、具体的な取り組みは実施できていない。

④共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発

市ホームページから県共生社会条例や県手話言語条例関連の情報にリンクできるようにした。

市ホームページでは障がい福祉に関する情報を常時掲載し更新も行っている。共生社会条例や手話言語条例関連の情報にリンクしているが、積極的に広報ができていない。

▶アンケート調査では

5年前と比べて、障がい者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「何も変わらない」が50.9%と最も高く、次に「深まっていると思う」が22.6%となっています。一方、「低くなっていると思う」が3.0%となっています。

就学後の子どもの保護者に対する質問として、5年前と比べて障がいのある子に対する、地域の理解・認識は深まっているかについては、「わからない」が39.8%と最も高く、次に「何も変わらない」が30.7%となっています。

一方、「深まっていると思う」が18.2%、「低くなっていると思う」が1.1%となっています。

(2) 支え合いのまちづくりの推進

1) ボランティア活動等の充実

2) 支え合えるまちづくりの推進

①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進

ボランティアコーディネーターと連携して、障がい者の居宅の清掃作業を地域ボランティアの方々、障がい福祉課、保護課、社協と共に実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大等により、ボランティア活動に制限がかかることが多かった。

②チュイシーセンター及び地域との連携推進

地域から気になる知的障害者の情報提供を受け、地区相談支援員が訪問、面談によりサービスにつなげた。

地域支え合い活動委員会の活動から挙がる地域課題について、社協の地域福祉コーディネーターと連携し行政各課や関係機関と解決に向けた協議や調整を行っている。

地域で支援を必要としている方は、複合的な課題を抱えていることが多いため、各制度への繋ぎ方など今後も経験を積んでいく必要がある。

▶アンケート調査では

市民への調査では、障がいのある人が暮らしやすくなるために、地域による手助けやボランティア活動などの必要性については、「必要だと思う」が 87.4%とほとんどで、「わからない」が 8.2%となっています。

(3) 災害時対策等の推進

1) 防災対策の推進

①防災に関する知識の普及啓発

防災士養成講座(R 1～R 3)94名、防災リーダー養成講座(R 4)32名、沖縄県、宜野湾市主催の津波避難訓練にて、多数の参加者あり。避難所数 56 か所、福祉避難所 13 か所確保。

②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実

令和 5 年 3 月「宜野湾市避難行動要支援者支援計画」策定。個別計画作成における課題点等を関係団体等よりヒアリング行った。

制度の周知を行い、個別避難計画への理解や、平常時からの対策(避難訓練や避難経路の確認等)の重要性について、行政、支援者、支援対象者で共通認識を図る必要がある。

③障がい者の参加する防災訓練の実施

未実施となっている。

④障がい者に対応した避難所の整備推進

今年度より、災害時要支援者に対応した備蓄物資(おむつ等)の備蓄を始める。

⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及

災害情報の多様化については、防災行政無線だけでなく、テレビでのテロップ、ラジオ放送、SNS等での発信を実施している。多言語に対応していない。

⑥自主防災組織の立上げ推進

令和3年度までに23自治会にて自主防災組織が立ち上がった。

▶アンケート調査では

台風や地震、大雨などの際、避難することへの不安感については、不安が「ある」が37.5%、「特にない」が53.9%となっています。

災害時の避難に不安が「ある」と答えた障がい者の、具体的な不安については、「避難先や避難ルートがわからない」が47.3%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要があります。次に「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」が41.5%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が34.6%となっています。

避難所における設備や介助に不安を感じている障がい者が多いことから、避難所の設備や対応等についても周知を図るとともに、安心して避難できるよう避難所における設備や介助体制の充実を図る必要がうかがえます。

市の避難支援を受けるためには、障がい者自身の情報を関係機関で共有することになっていますが、これに対しては「同意したい」が40.9%、「同意しない」が45.8%となっています。

市の避難支援における情報共有に「同意しない」と答えた理由については、「今のところ家族などの支援があるから必要ないと考えているから」が50.9%と最も高く、次に「自力で避難できと思うから」が35.8%で、特に支援の必要がない障がい者が多い。

一方、「どういう支援を受けられるのかわからないから」が26.1%、「個人の情報を知られることになるから」が23.9%となる。

2) 消費者被害保護対策の推進

①消費者被害防止の情報提供の推進

消費者庁、国民生活センター、沖縄県消費暮らし安全課等と連携し、消費者被害に関する情報を把握するとともに、福祉総務課(民生委員児童委員含む)や介護長寿課(包括支援センター含む)等関係機関への情報提供及び市報や市公式SNSにて市民に注意喚起の情報発信を行った。また、市民を対象とした講座も実施した。

②消費者被害防止の啓発の推進

相談があった際の関係機関との連携。事例はなし。

第3章 アンケート調査からの施策反映

	アンケートから見える課題	計画への反映
相談支援	●専門的な相談が求められている 「医療の専門家(医師・看護師など)」が20.0% 「専門性の高い職員による相談が受けられること」が24.6%	1-(1) 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 ①相談支援体制の充実・資質向上 ・研修等で専門性を高めていく 「相談支援の専門性を高めるために、研修会への参加促進や勉強会等の機会を持ちます。」 「委託相談支援事業所間の情報共有機会や、計画相談員連絡会、地域自立支援協議会専門部会の場等を等活用し各支援員の専門性を高めていく取組を推進します」
相談支援	●相談体制に望むことでは、「親身になって話を聞いてくれること」が35.7%	1-(1) 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 ①相談支援体制の充実・資質向上 「相談支援の基本である相談者の話を親身になって聞くことや、・・・。」
相談支援	●「どこに相談したらよいかわからない」という声がある。 ●「誰にも相談したいとは思わない」という声がある。	1-(1) 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 ③相談窓口の周知・広報 「相談支援の窓口について周知を行うなど、新たな媒体での周知を図ります。」 ※相談窓口の周知や相談することの大切さについて、本人や家族等に啓発を図る必要がうかがえます
相談支援	●「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が21.0%	1-(1) 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 ④プライバシーに配慮した安心・安全な相談支援環境の整備 「すべての障がい者のプライバシーに配慮した、安心した環境の下で相談できる環境の整備に努めます。個別の事情に応じた相談室の確保に努めます。」
情報提供	●「障がい者福祉ガイドブック」の「名称も内容も知らない」が66.1% ●必要な情報の入手方法 「市の広報誌やお知らせ」が16.1% 「市の相談窓口」が15.1% 「情報を得るところはない・知らない」11.1%	1-(2) 1) 情報提供の充実 ①広報手段を活用した情報提供の推進 「パンフレット等の様々な媒体を用いて、継続的に情報発信します。」 ②ウェブアクセシビリティの向上 「・・・ウェブアクセシビリティのガイドラインに沿った作成を行い、公開前にアクセシビリティチェック機能による確認を行った上で、情報発信します。」 1-(1) 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 ③相談窓口の周知・広報 「相談支援の窓口について周知を行うなど、新たな媒体での周知を図ります。」

情報提供	●情報入手での配慮 「知りたい情報について相談できる所がほしい」が32.1% 「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が30.8%	1-(1) 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進 ③相談窓口の周知・広報 「相談支援の窓口について周知を行うなど、新たな媒体での周知を図ります。」 ※相談先の周知と、相談員の資質向上を図る。
成年後見	●成年後見制度の周知度は18.6%で低い。	1-(3) 差別の解消及び権利擁護の推進 2) 権利擁護・虐待防止の推進 ①成年後見制度の周知と利用促進体制の構築 「知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者が安心して暮らせるよう成年後見制度の周知・啓発と「成年後見制度利用支援事業」の利用促進に努めます。 「成年後見制度の利用促進を図るための機関の構築を検討し、機能強化を図るため、中核となる機関や協議の場を設置していきます。」
差別の解消	●差別や嫌な思いをした経験が「ある」が22.6%	1-(3) 差別の解消及び権利擁護の推進 1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 ③障害の理解、差別の解消・普及啓発推進 「障がいへの理解と障がいへの差別解消や合理的配慮に関する周知・啓発のため、障がい者差別解消法の趣旨について、市報やホームページ、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会やシンポジウム等の様々な機会を用い、普及啓発を行います。」
虐待防止	●虐待を受けたと感じた経験が「ある」が11.8%	1-(3) 差別の解消及び権利擁護の推進 2) 権利擁護・虐待防止の推進 ③障がい者虐待の防止に向けた関係機関等の連携 「障がい者への虐待対応の機能強化を図るため、障がい者虐待防止センターが、計画相談支援事業所、自立支援協議会及び各専門部会、地域の民生委員、児童委員、自治会など地域の支援者らと連携するとともに、虐待防止に関する研修等を実施します。 ④虐待に関する広報啓発の推進 「障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、障がい者や家族を含めた地域への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や市民の通告義務等について周知を図ります。」

バリアフリー	●外出でのニーズ 歩道等の段差解消、手すりの設置、障害者専用駐車場の整備、障がい者が利用しやすいトイレは、身体障がい者のニーズが20～30%程度	1-(4) 社会参加のための環境づくり推進 1) バリアフリーの推進 ①公共施設のバリアフリーの推進 「新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」、その他関係法令等に基づく設置基準に従って、障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。 既存の公共施設のバリアフリーについては、点検や障がい者等からの要請を踏まえて、必要な改善に取り組みます。」
バリアフリー	●「わかりやすい案内表示の設置(色使いや大きさ、絵文字など)」についても、約1割程度のニーズがあります。	1-(4) 社会参加のための環境づくり推進 1) バリアフリーの推進 ②わかりやすい案内表示の整備推進 「多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。」
外出支援	外出しやすくなるために必要なこと「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が25.6%	1-(4) 社会参加のための環境づくり推進 2) 外出・移動支援の推進 ①外出時の同行支援の推進 「視覚障がい者の外出を支援するための同行援護、自己判断力が制限されている障がい者の危険を回避するための支援を行なう行動援護及び重度訪問介護といった、障害福祉サービスの提供を継続します。」
保健	●身体障がいとなった原因 「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が29.8%	1-(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実 2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進 ③生活習慣病の重症化防止の推進 「血糖値のコントロール不良、高血圧、高脂血症などが重症化し、脳血管疾患、虚血性心疾患、腎疾患などの重篤な疾患に至るリスクの高い者(医療未受診者や医療中断者を含む)に対し、その予防に向けて、医療受診の勧奨、受療に関する情報提供及び保健指導の強化を、通常の保健指導とは別枠で行います。」 「糖尿病で通院中の者等の重症化リスクが高い者に対し、個別支援を行います。」 「病診連携体制整備(糖尿病性腎臓病・CKD対策推進事業)の構築に向け、取り組みます。」
教育	●特別支援教育への希望 「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が64.4%	2-(1) 障がい児支援の充実療育・保育・教育支援の充実 2) 特別支援教育の充実 ③学校における特別支援教育の充実 「障がいのある児童生徒一人ひとりに対して「個別の支援計画」を作成するとともに、特別支援教育支援員と連携した教育的支援・指導を継続して行います。」 「通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒についても、「個別の支援計画」が作成できる体制づくりに取

		り組みます。」
教育	●「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が63.5%	2-(1) 障がい児支援の充実療育・保育・教育支援の充実 2) 特別支援教育の充実 ⑦障がいへの理解を深める教育の推進 「児童・生徒が障がいに関する正しい知識を持ち、障がいのある子もない子も互いに理解し、認め合い、共に活動できる指導を行います。」 「特別支援学校と市内小中学校、学校内での特別支援学級と通常学級の児童・生徒の交流及び共同学習の機会を充実し、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や共生社会の形式に向けた実践力の育成を進めます。」
住まい	●住まいと介護に関する困りごと「自宅で自分を介助してくれる家族などがいないから」という理由がある。	2-(2) 2) 障害福祉サービス等の充実 ⑦地域生活支援拠点等の整備 「障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備を図ります。」
障害児の居場所	●小学生の放課後や夏休みについて、「自宅で家族と過ごすことがほとんど」が48.1%、「自宅で一人または兄弟と過ごすことがほとんど」が23.4%である。 ※障がい児の居場所の確保や、保護者が障がい児と離れる機会の確保が必要	2-(2) 5) その他生活支援の推進 ②日中一時支援事業の推進 「障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して確保します。」
一般就労	●現在の就労状況「正規職員として働いている」17.4%と低い。	2-(3) 1) 就労支援の推進 ⑤一般雇用の促進 「市内企業における法定雇用率の遵守や中小企業における障がい者雇用の促進に向けて、各種情報媒体等を活用した理解・啓発を図るとともに、雇用に関わる助成制度等について周知を図ります」
障がいの理解	●障害の理解の深まりを感じるか「何も変わらない」が50.9%。 ●障害の理解の深まりを感じるか(障がい児の保護者) 「何も変わらない」が30.7%	3-(1) 1) 障がい及び障がい者理解の促進 ①広報活動による理解促進 「市の公式ホームページ・SNS等の媒体を用いた情報発信など広報活動による理解促進を図ります。」 ②地域組織への理解促進 「地域、各団体等の理解促進に係る研修、講演会等について、理解啓発活動計画を立て、計画的、段階的に取り組みます。」 ③交流活動による地域理解の促進 「市のイベントや行事の際には、市内のサービス事業者及

		び関係団体等が連携した障がい者の参加促進を図り、イベント等への参加を通して地域との交流を深め障がい者への理解促進を図ります。」
ボランティア	●市民への調査では、障がい者を支援するボランティアを「必要だと思う」が87.4%。	3-(1) 2) 支え合えるまちづくりの推進 ①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進 「・・・ボランティアによる支援のニーズを把握するとともに、社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーターと連携し、ニーズに即したボランティア養成講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成を図ります。」
災害時の避難	●災害時の障がい者の不安では、「避難先や避難ルートがわからない」が47.3%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要があります。	3-(2) 1) 防災対策の推進 ①防災に関する知識の普及啓発 「広報や防災週間における啓発活動、総合防災マップの活用、避難訓練の実施等により、市民への防災に関する知識の普及啓発を進めるとともに、避難場所(避難所、福祉避難所)の確保と周知を図ります。」 3-(2) 1) 防災対策の推進 ③障がい者の参加する防災訓練の実施 「障がい者が参加する防災訓練を実施します。」 「防災訓練の実施にあたっては、障がいの特性に応じた支援や配慮すべき事項について、地域住民等への啓発を行うとともに、避難支援に協力することで障がい者とのつながりを深め、地域における避難支援体制の強化を図ります。」
災害時の避難	●「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」が41.5% ●「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が34.6%となっています。	3-(2) 1) 防災対策の推進 ④障がい者に対応した避難所の整備推進 「避難場所における障がい者等対応した設備等の改善、必要物資の備蓄並びに避難場所での健康管理、その他必要な支援体制の構築に取り組みます。」 「福祉避難所における避難生活の援助に関する内容の周知を図ります。」
手続きの簡素化	●取り組んでほしい施策 「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」が20.9%	1-(2) 1) 情報提供の充実 ⑥障がい者(児)の手続きの簡素化 「障がい者(児)のさまざまな手続きについて、関係部署などと連携し、デジタル技術を活用した事務の簡素化に取り組み、障がい者の負担軽減を図ります。」
日中見てもらう場	●障害児介助者が面倒を見れないときの対応 「一人でなんとかしてもらおう」が10.1% 「介助者が戻ってくるまで待ってもらおう」が7.2% ※主な介助者への緊急・一時的な支援のニーズが必要と見られる	2-(2) 5) その他生活支援の推進 ②日中一時支援事業の推進 「障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して確保します。」

レスパイト	●主な介助者の悩みでは、「身体的な疲れが大きい」が55.1%。 「精神的に休まらない」が44.9%。 ※介助者の負担の軽減を図る必要がある。	2-(2) 5) その他生活支援の推進 ②日中一時支援事業の推進 「障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して確保します。」
交流機会	●同じ障がいのある子の親と交流することについては、「交流したい」が64.8%	2-(3) 2) 学習・余暇活動の推進（自主活動の推進） ⑥親子交流機会の創出支援 「・・・自発的な親子交流の機会が創出されるよう取り組みます。」 「同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合う「ピアサポート」の機会づくりに努めます。」
えいぶる	●子どもがどのように成長してきたかを記録するサポートノート「えいぶる」を「知らなかった」が78.2%。	2-(1)障がい児支援の充実療育・保育・教育支援の充実 1) 療育・保育体制の充実 ⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進 「発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する新サポートノート「えいぶる」(県が推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知強化と活用促進を図ります。」